		2 級 地	0.032	0.419	0.000
		1 級 地	0.019	0.238	0.000
		無 級 地	0.000	0.238	0.000
		備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。			
	道路の延長	寒　冷　補　正			
		級　地	寒冷度		積雪度	
			北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長	その他の道路の延長
					北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
		4 級 地	0.117	0.123	0.083	0.166	0.000
		3 級 地	0.068	0.072	0.054	0.107	0.000
		2 級 地	0.053	0.056	0.036	0.072	0.000
		1 級 地	0.038	0.040	0.016	0.032	0.000
		無 級 地	0.000	0.000	0.016	0.032	0.000
［２　略］	［略］	［略］				
３　その他の土木費	人口	段階補正				
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの				
		1,700,000人				1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数				0.55
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数				0.49
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数				0.41
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数				0.36
		6,000,000人を超える数				0.35
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの				
		その団体の数値				1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数				0.31
		同上300,000人を超え600,000人までの数				0.41
		同上600,000人を超え900,000人までの数				0.40
		同上900,000人を超える数				0.50
		密度補正Ⅰ				
		その団体の人口密度が250人以上のもの				
		その団体の密度				1.00

		2 級 地	0.032	0.416	0.000
		1 級 地	0.019	0.237	0.000
		無 級 地	0.000	0.237	0.000
		備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。			
	道路の延長	寒　冷　補　正			
		級　地	寒冷度		積雪度	
			北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長	その他の道路の延長
					北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
		4 級 地	0.117	0.123	0.083	0.165	0.000
		3 級 地	0.068	0.072	0.053	0.106	0.000
		2 級 地	0.053	0.056	0.036	0.071	0.000
		1 級 地	0.038	0.040	0.016	0.032	0.000
		無 級 地	0.000	0.000	0.016	0.032	0.000
［２　同左］	［同左］	［同左］				
３　その他の土木費	人口	段階補正				
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの				
		1,700,000人				1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数				0.57
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数				0.51
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数				0.43
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数				0.38
		6,000,000人を超える数				0.38
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの				
		その団体の数値				1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数				0.31
		同上300,000人を超え600,000人までの数				0.41
		同上600,000人を超え900,000人までの数				0.40
		同上900,000人を超える数				0.50
		密度補正Ⅰ				
		その団体の人口密度が250人以上のもの				
		その団体の密度				1.00